

2019年8月9日

全国人事委員会連合会

会長 青山 侂 殿

公務労組連絡会

議長 小畑 雅子

全国自治体労働組合総連合

中央執行委員長 猿橋 均

全日本教職員組合

中央執行委員長 小畑 雅子

地方人事委員会の勧告に関する要請書

日頃から地方公務員の労働条件の改善に努力されていることに敬意を表します。

人事院は8月7日、国家公務員一般職の給与にかかわって、本年4月にさかのぼって月例給与と一時金の引き上げと住居手当の見直しなどの勧告と非常勤職員への夏期休暇制度の導入などの報告を内閣と国会に対して行いました。

人事院の勧告は、7月末に出された地域別最低賃金額改定の目安を大幅に下回り、生活を改善するには程遠いもので、高卒初任給と最低賃金の逆転現象もますます拡大しています。また、高齢層と若年層の世代間格差や地域手当、本府省業務調整手当による地域間格差の是正を求める声に背をむけたものです。また、政府による非正規労働者の待遇改善方針にも反して、非常勤職員の抜本的な処遇改善にも及び腰となっており、労働基本権の代償機能を果たしたものは到底言えないものです。

非正規雇用、低賃金労働が増大し、実質賃金が減少・停滞するなか、生活を改善し、景気の回復や地方活性化のためにも地方公務員・教職員の賃金改善が強く求められます。また、定年引き上げに関わって、生活できる賃金と定年まで働き続けられる職場・仕事づくりが急務であり、今年4月に導入された時間外勤務の上限規制とも相まって、人員増による長時間過重労働の解消は待ったなしの課題です。

今後、各地の人事委員会においても、本年の勧告にむけた作業がおこなわれますが、住民の暮らしを支える公務労働者の労苦に応えるためにも、下記要求の実現に尽力されることを強く要請いたします。

記

- 1、公務員賃金の持つ社会的影響力を考慮し、賃金を改善する勧告をおこなうこと。特に、人事院勧告に追随することなく、地方における公民較差を的確に把握し、較差を解消する勧告をおこなうこと。

また、民間よりも低い高卒初任給を大幅に引き上げるとともに住居手当の見直しは行わないこと。

2、臨時・非常勤職員、関連労働者の生活実態をふまえ、「全体の奉仕者」として誇りと尊厳を持って職務に専念できるよう、賃金・労働条件の改善・充実をはかる勧告をおこなうこと。

3、給料表については生計費原則に立った構造とし、職務による格差の拡大、中高年層の給与の抑制をやめるとともに、初任給改善、号給足伸ばしなど必要な措置を講じること。

また、比較対象企業規模を「100人以上」にすること。

4、定年引き上げにあたっては、生活できる賃金と定年まで働き続けられる職場づくりを保障すること。現行の再任用職員の賃金については、生活を維持するにふさわしく大幅に引き上げること。

5、職員の誰もが意欲をもって働き、住民に信頼される中立・公正な地方行政を確保する観点から、人事評価制度は能力開発に限定し、評価結果を給与や手当に反映させないこと。

6、子どもたちのさまざまな困難に対応している教職員のモチベーションを支えるためにも、職責と勤務実態に応じた教職員賃金の適正な水準を確保すること。

7、誰もが定年まで働き続けられる職場づくりのため、定数増を含む実効ある超過勤務縮減措置を講じるよう勧告すること。また、労働基準監督機関として適切な労働時間管理が行われているかを監督するとともに、必要な措置を行うこと。

8、教職員の時間外労働について、人事委員会として、臨時・緊急の限定4項目以外の時間外労働は違法であり、許されないとの給特法の趣旨をすべての学校に徹底するよう意見表明を行うこと。

また、教職員への1年単位の変形労働時間制は導入しないこと。

9、臨時・非常勤職員について、賃金をはじめ休暇制度など労働条件の改善、雇用の安定・均等待遇の実現などにむけて必要な対策をおこなうこと。2020年4月の会計年度任用職員制度移行にあたっては現行の臨時・非常勤職員の雇い止めが生じないよう配慮し、すべての人事委員会が実態把握をおこない、改善措置を勧告すること。

10、すべての人事委員会で適切な時期に労働組合の意見を聴き、誠意をもって勧告に反映させること。

また、地方の公務員賃金について、政府による干渉や介入は行わないよう人事委員会として意見表明すること。

以上